

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター



- I 個人情報保護法改正に伴う施行令等(案)の公表
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2021年  
2月4日号

I. 個人情報保護法改正に伴う施行令等(案)の公表

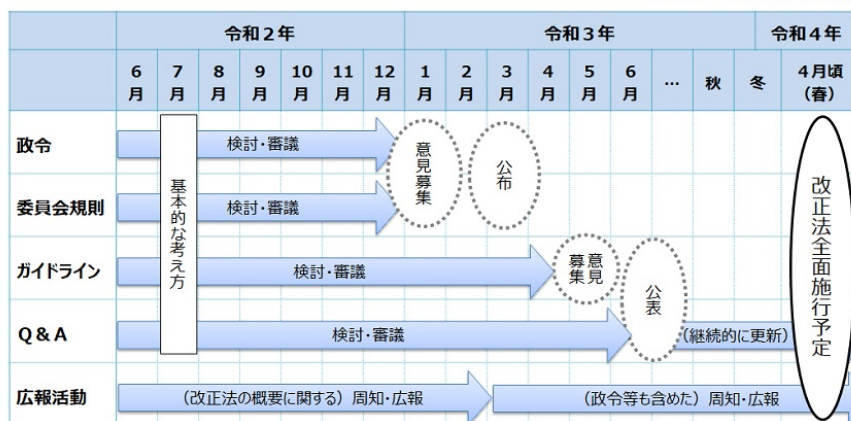
執筆者: 松本 絢子

2020年個人情報保護法改正を受けて、2020年12月25日、「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)」「個人情報の保護に関する法律施行令(案)」について以下「施行令案」という。)及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」(以下「施行規則案」という。)が公表され、2021年1月25日まで意見募集が行われた。施行令等は意見募集の結果を踏まえて、2021年3月頃に交付される予定となっている。

なお、2020年個人情報保護法改正については、『2020年個人情報保護法改正と実務対応』(商事法務、2020年8月)や[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年6月26日号](#)も参照されたい。

今後の想定スケジュール(見込み)

(令和2年12月25日時点)



出典: 個人情報保護委員会ウェブサイト「令和2年 改正個人情報保護法について」

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## 1. 漏えい等報告・本人通知

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)(以下「改正法」という。)により、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、個人情報保護委員会への報告及び本人通知が義務づけられた(22条の2第1項、2項)。

これに関し、施行規則案では以下の規定が置かれている。

漏えい等報告・本人通知が必要となる「個人の権利利益を害するおそれ大きい」ものとは、①要配慮個人情報が含まれる場合、②不正利用により財産的被害が生じるおそれがある場合、③不正の目的をもって行われた(不正アクセス等故意による)おそれがある場合、④対象となる個人データに係る本人が1,000人を超える場合をいうこととされている(6条の2)。

個人情報保護委員会への報告は、速報と確報の二段階が必要とされ、(i)上記①～④の事態を知った後、速やかに以下の事項に係る速報をするとともに、(ii)当該事態を知った日から30日(上記③の場合は60日)以内に確報をする必要がある(6条の3)。報告書の様式は別紙様式第一(6条の3第3項関係)として定められている。

本人通知は、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、以下のうちア、イ、エ、オ、ケに係る事項を通知する必要がある(6条の5)。

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| ア | 概要                                |
| イ | 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目     |
| ウ | 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 |
| エ | 原因                                |
| オ | 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容              |
| カ | 本人への対応の実施状況                       |
| キ | 公表の実施状況                           |
| ク | 再発防止のための措置                        |
| ケ | その他参考となる事項                        |

## 2. 仮名加工情報

改正法により、「仮名加工情報」(2条9項)を創設し、第三者提供の制限を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和している(35条の2第3項等)。

これに関し、施行規則案では以下の規定が置かれている。

仮名加工情報の加工基準としては、個人情報に含まれる、①特定の個人を識別できる記述等の全部又は一部、②個人識別符号の全部、③不正利用により財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除又は復元できる規則性を有しない方法による置換を行う必要がある(18条の7)。

## 3. 個人関連情報

改正法により、個人情報に該当しないが第三者において個人データとして取得することが想定される情報は、「個人関連情報」として、当該第三者への提供に際し、本人の同意が得られていること等の確認が必要となる(26条の2)。

これに関し、施行規則案では以下の規定が置かれている。

提供元である個人関連情報取扱事業者による本人同意の確認方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする(18条の2)。

提供元である個人関連情報取扱事業者による第三者提供に係る記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに（継続的に若しくは反復して提供したとき又は提供することが確実であると見込まれるときは一括して）作成しなければならない（18条の3）。

記録事項は、①確認した旨、②提供年月日、③第三者の氏名又は名称、住所、法人については代表者の氏名、④個人関連情報の項目等を記録し（18条の4）、原則3年保存する必要がある（18条の5）。

## 4. 越境移転

### (1) 本人同意に基づく越境移転

改正法により、個人情報取扱事業者は、外国にある第三者への個人データの提供に係る本人同意の取得時に、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならないとされた（24条2項）。

これに関し、施行規則案では以下の規定が置かれている。

上記で提供すべき参考情報は、①当該外国の名称、②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報とする（11条の3第2項）。①が特定できない場合には、その旨及び理由、①に代わる参考情報を、③が提供できない場合には、その旨及び理由について情報提供する必要がある（11条の3第3項、4項）。

### (2) 体制整備要件に基づく越境移転

改正法により、個人情報取扱事業者は、体制整備要件に基づき外国にある第三者へ個人データを提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならないとされた（24条3項）。

これに関し、施行規則案では以下の規定が置かれている。

移転元である個人情報取扱事業者が講ずべき「必要な措置」とは、①当該第三者による相当措置の実施状況並びにその実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること、②当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは個人データの当該第三者への提供を停止することとする（11条の4第1項）。

また、本人の求めに応じて遅滞なく提供すべき情報は、以下のとおりである（11条の4第3項）。

- |   |  |
|---|--|
| ア | 当該第三者による体制整備の方法                              |
| イ | 当該第三者が実施する相当措置の概要                            |
| ウ | 上記①の定期的な確認の頻度及び方法                            |
| エ | 当該外国の名称                                      |
| オ | 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要 |
| カ | 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要               |
| キ | カの支障に関して提供元が講ずる上記②の措置の概要                     |

## 5. その他

法律自体は改正されていないが、制度改正大綱を受けて、施行令案において、保有個人データに関する公表事項として、新たに保有個人データの安全管理のために講じた措置が追加された（公表により安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く）。

8 条 1 号、個人情報保護法 27 条 1 項 4 号)。

その他、施行規則案においては、オプトアウト届出事項(7 条 4 項)、本人が請求することができる開示方法(18 条の 6)等の所要の改正がなされている。

今後、「[改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について](#)」(2020 年 7 月 22 日)を踏まえ、個人情報保護委員会においてガイドラインや Q&A についても検討・議論がなされる予定であり、既に「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(認定個人情報保護団体制度)」(2021 年 1 月 26 日)等の検討状況も[公表](#)されているところである。2022 年 4 月の改正法施行に向けた対応準備をスムーズに進めるため、これらの議論についても動向を注視しておく必要がある。

以 上



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a.matsumoto@nishimura.com](mailto:a.matsumoto@nishimura.com)

2005 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013 年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。

## Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、菅 悠人

### 1. 日 本

- 2020年12月25日から2021年1月25日の間、個人情報保護委員会が、「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する[意見募集](#)を行った。2020年改正個人情報保護法に対応する改正案である。
- 2020年12月26日から2021年1月16日の間、内閣官房が、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」に関する[意見募集](#)を行った。

### 2. E U

- 英国のEU離脱に伴って締結されたEUと英国との間の通商・協力協定により、当該協定の発効から4ヶ月間(EU及び英国が期間の延長に異議を述べなければ6ヶ月)は、EEAから英国に向けての個人データ移転は第三国への個人データ移転として扱わないこととされた。これにより、当該期間中は、越境移転のための標準契約条項(SCC)を締結することなくEEAから英国へ個人データを移転することが可能となった。EUは、今後英国に対してGDPR45条に基づく十分性認定を与えるかを迅速に審査するとしており、この十分性認定が認められれば、EEAから英国に向けた個人データ移転のための長期的な枠組みが設定されることになる。
- 2020年12月16日、EUの[新たなサイバーセキュリティ戦略](#)が発表され、「[ネットワーク・情報システムの安全に関する指令\(NIS指令\)](#)」の改正案及び「[重要施設のレジリエンスに関する指令案](#)」が提案された。これら改正案は、重要施設及びネットワークについて、サイバー空間及び現実における物理的なレジリエンスを高めることを目的としている。従前、NIS指令により金融インフラ、交通、エネルギー、デジタルインフラ等の各業種におけるセキュリティ対策を規定されていたところ、当該改正案は対象業種を医薬品産業や食品産業、貨物配送業等まで拡大し、エンフォースメントを強化するなど、更なるセキュリティ対策を規定しようとしている。

### 3. 中 国

- 2020年11月19日、「情報安全技術 個人情報安全影響評価ガイドライン」が公布され、2021年6月1日より施行される。当該ガイドラインは、個人情報安全影響評価の基本概念、原理、方法及び実施プロセスを規定し、特定の場面の具体的な評価方法を提示したものである。
- 2020年12月1日、「一般的なモバイルインターネットアプリ(app)における必要個人情報の範囲(意見募集稿)」が公表され、2020年12月16日まで意見募集手続が行われた。



いわせ  
**岩瀬 ひとみ**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[h.iwase@nishimura.com](mailto:h.iwase@nishimura.com)

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ  
**松本 絢子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[a.matsumoto@nishimura.com](mailto:a.matsumoto@nishimura.com)

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ  
**河合 優子**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[y.kawai@nishimura.com](mailto:y.kawai@nishimura.com)

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺情報取扱協会監事。



すが ゆうじん  
**菅 悠人**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[y.suga@nishimura.com](mailto:y.suga@nishimura.com)

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特にEUにおける規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>